

介護保険だより

平成28年11月号

群馬県国民健康保険団体連合会

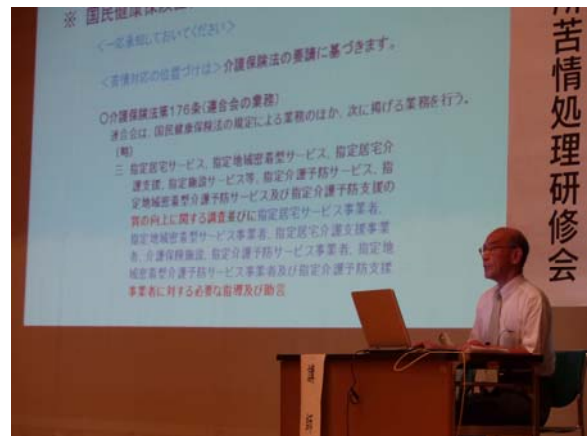
介護保険事業所苦情処理研修会を開催しました

平成28年度 介護保険事業所苦情処理研修会（主催／本会 後援／群馬県）を去る平成28年9月26日（月）・27日（火）に、前橋市総合福祉会館多目的ホールで開催いたしました。

2日間にわたり開催し、延べ451名の参加者の方においていただき、会場は熱気に包まれました。



挨拶をする本会 遠山常務理事



講演をする本会 橋本苦情処理委員長

26・27日の両日、本会介護サービス苦情処理委員長の橋本和博氏により『国保連合会の苦情対応から』と題し、本会に寄せられる苦情とその対応について、また、それらの対応から未然にサービス利用者の苦情を予防する方法など、体系的に講演を行い、参加者の方々は熱心に聞き入っていました。

このほか26日には、東京都健康長寿医療センター研究所 福祉と生活ケア研究チーム 研究部長の石崎達郎氏により『知ってて良かった！ 高齢者の病気のバイタルサイン』と題し、医師の目から見た介護保険事業所に多い高齢者特有の病気や症状、それらにおける対応方法などについて講演をいただきました。

また27日には、JA長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター 摂食・嚥下障害看護認定看護師の上野静香氏においていただき、『摂食・嚥下障害患者への対応』と題し、看護師の立場から現場での対応の現状を実際の事例等も交えながら、御講演をいただきました。



講演をする 石崎氏



講演をする 上野氏

来年度も本研修会を実施する予定ですので、皆さまの御参加をお待ちしています。

平成30年度以降の請求方法について

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」の改正により、平成30年度以降の請求方法について以下のとおり変更になりますので、御留意ください。

1 I SDN回線での請求

I SDN回線での請求については、**平成29年度（平成30年3月31日まで）** **いっぱい、請求は認められなくなります。**

このため、引き続き伝送による請求を行うためには、**インターネット請求に変更していただく必要**があります。

また、新たに伝送での請求に変更される際には、インターネット請求を検討していただきますようお願いいたします。

2 帳票（紙）での請求

請求については、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されていますが、同省令附則第2条の経過措置により、**特例として帳票（紙）**による請求も認められています。

しかし、帳票（紙）での請求については、原則的に**平成29年度（平成30年3月31日まで）** **いっぱい、請求は認められなくなります。**

例外的に帳票（紙）での請求が認められる条件として、「従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上であるもの」であること、及び「その旨を審査支払機関（本会）に届け出る」こととなっています。

このため、現在帳票（紙）で請求されている事業所におかれましては、**電子請求へ移行していただく必要**があります。

なお、電子請求の情報は、厚生労働省で示すインタフェースに基づく情報（CSV情報）で提出する必要がありますので、当該情報を作成するためのソフトをご用意

意いただき請求していただきますようお願いいたします。

同月過誤処理の取扱いについて

1 処理概要

実地指導及び監査等による返還金の精算により、一度に多数の過誤処理を行い、取り下げ額（既に事業所等に支払った介護給付費等の払戻額）が当月の審査支払額を上回り、支払決定額がマイナスとなる場合があります。

この様な状況を救済するために、過誤処理と当該過誤処理に係る再請求分の審査を同一月に行うことで、差額分が当月の審査支払額から差引となり事業所の負担が軽減されます。

2 同月過誤処理の流れ

1 1月の処理を市町村に依頼した場合の例

10月（事業所）	11月（国保連合会）	12月（事業所）
サービス提供	サービス提供の請求	サービス提供分と同月過誤処理分の（返還金）差引額の入金
同月過誤処理	過誤処理（－）	
	過誤処理分の再請求	

※ 過誤処理と過誤処理分の再請求を同一月に行います。

3 処理の手順

(1) 市町村への連絡及び提出書類

同月過誤処理を行う旨を連絡し必ず同意を得てください。

(2) 国保連合会への連絡及び提出書類並びに再請求

上記の市町村への連絡等が終了した後、同月過誤処理を行う旨を連絡し、同月過誤処理依頼書と過誤対象者一覧表（合計表／内訳書）を提出します。

その後、再請求分の請求書、明細書情報を作成し、過誤処理が行われる月に必ず再請求分の請求を行います。

なお、県外保険者分については、同月過誤処理ができない場合がありますので御注意ください。

請求誤り等による返戻依頼について

本会に当月提出した介護給付費等明細書について、請求内容に誤り等があったため取り下げを行いたい場合は、返戻依頼を行っていただくことで当該介護給付費等明細

書を返戻いたしますので、翌月以降に月遅れ請求として再請求していただくこととなります。

なお、県外利用者分についてはシステム処理上返戻できませんので、一度審査決定したのち翌月以降に該当保険者（市町村）に過誤処理依頼をしていただくこととなります。

また、返戻依頼による返戻は、「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」に事由「E」、内容「審査委員会の判定により却下」と表示されます。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号		1070199999		平成26年1月審査分				平成26年1月30日		
事業所（保険者）名		〇〇介護事業所						1頁		
								群馬県国民健康保険団体連合会		
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者の課費等	事由	内 容		備 考
109999 〇〇市	1111111111 △△ △△	請	25.12	15		2,000	E	審査委員会の判定により却下		返戻

返戻依頼書につきましては、本会ホームページに掲載してありますので、ダウンロードのうえ必要事項を御記載いただき、本会介護保険課までFAXにて御送信ください。



群馬県国民健康保険団体連合会

文字サイズ [小](#) [中](#) [大](#) 背景色の変更 [白](#) [黒](#) [通常](#)

[検索](#)

[アクセス](#) | [サイトマップ](#) | [リンク](#)

健康で元気な暮らしを
応援します。



🏠 一般の皆様へ
🏥 保険医療機関
保険薬局等の皆様へ
🏠 柔道整復施術所の
皆様へ
🏠 介護保険事業所の
皆様へ
🏠 障害福祉事業所の
皆様へ
🏠 特定健康診査等
実施機関の皆様へ
🏠 保険者の皆様

- ➡ [10 インターネット](#)
- ➡ [11 伝送請求データの確認方法と取消方法](#)
- ➡ [12 介護保険について](#)
- ➡ [13 各種依頼書等](#)
- ➡ [14 インターネット請求について](#)

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)

※ 群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会に問い合わせをお願いします。



国保連合会